星田北8号線隅切設置工事設計業務

特記仕様書

（適用範囲）

第1条　　本特記仕様書は、交野市（以下「甲」という。）が委託する「星田北8号線隅切設置工事設計業務」（以下「業務」という。）に適用するものとする。

2　本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、大阪府都市整備部が定める「測量、調査作業及び業務委託等必携内の設計業務共通仕様書（令和8年4月）及び土木工事数量算出要領（国土交通省最新版）」（ただし、契約事項は除く）によるものとする。

なお、「測量、調査作業及び業務委託等必携」は大阪府都市整備部ホームページ（以下の URL 参照）に記載している）

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/sokuryou_tyousa/sokuryou_tyousa_r8-4.html）

（目　　的）

第2条　本業務は、市道星田北8号線と府道枚方富田林泉佐野線の交差部について、市道から出る際に隅切りが設けられてないため、対向車線に跨がないと出れないような道路線形になっており、これを改善するため、隅切り部分にある市管理水路の暗渠化を行い隅切りを整備のための実施設計を行うことを目的とする。

（履行場所）

第3条　本業務の履行場所は、交野市星田北5丁目地内とする。

（官公署等への手続）

第4条　本業務に必要な関係官公署等への諸手続は、受託者（以下「乙」という。）において迅速に処理するものとする。この場合、これらの諸手続に要する費用は乙の負担とする。

2.　業務実施に関しては関係官公署、付近住民と交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を甲に申し出、指示に従うものとする。

（成果の瑕疵）

第5条　業務が完了し、成果品の引渡後、内容に不備、不完全が発見された場合は、乙の負担と責任で直ちに補正するものとする。

（履行期間）

第6条　本業務の履行期間は、契約締結日より令和８年 12 月 28 日迄とする。

（準拠法令等）

第7条　本業務を実施するにあたり、本特記仕様書によるほか大阪府都市整備部が定める「測量、調査作業及び業務委託等必携（令和８年４月）大阪府都市整備部」（ただし、契約事項は除く。）（以下、「必携」という。）及び以下の関係法令等に準拠して行うものとする。なお、業務の実施に際し、疑義が生じた場合及び本特記仕様書に記載のない事項については、甲・乙協議の上、甲の指示に従うものとする。

(1)道路法
(2)測量法
(3)都市計画法
(4)交野市諸規程
(5)その他関係法令

（提出書類）

第８条　乙は、業務の着手及び完了にあたって、甲の契約約款に定めるものを含め、次の各号の書類について、遅滞なく提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようするときは、その都度承認を受けなければならない。

(1)着手届及び業務工程表
(2)管理技術者、照査技術者、担当技術者通知書（履歴書を添付）
(3)業務計画書
(4)完了届
(5)完成図書引渡書
(6)請求書及び請求内訳書
(7)その他必要書類

（業務の内容）

第9条　本業務の内容は以下のとおりとする。

(1)実施設計 …… １式

必携の設計業務等共通仕様書第 6408 条に示す業務を行う。

作成にあたっては、作業進捗状況を随時報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

（成果品）

第10条　本業務における成果品は、以下のとおりとする。

（1）実施設計

①設計図

②数量計算書

③そのほかこれらのために必要なものとする。

（2）規格はA4版ファイルとする。（図面折込）

（3）提出部数は、 成果品 2 部、保存媒体（CD－R 等）2 枚を基本とする。

（4）その他詳細については、打合せ時に協議のこと。

（5）保存媒体には全ての写真、文書、数量表はマイクロソフトエクセルデータ、CADデータ（DXF・DWG）及びPDF変換データ等を保存して提出のこと（一般のパソコンで容易に作業できるものとすること）。

（貸与資料）

第11条　本業務における貸与資料は以下のとおりとする。なお、貸与資料については、破損、紛失等の無いように慎重に取り扱うものとする。

（1）平面測量図・横断測量図

（2）その他甲が必要と認めたもの